

生食発0126第1号
平成29年1月26日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号 最終改正：平成28年6月3日付け生食発0603第1号。以下「通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、昨年5月に実施された中国政府による中国向け輸出水産食品登録施設に係る現地調査の結果を受け、通知の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、御配慮いただくようお願いいたします。なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

第1 改正の概要

1. 中国向け輸出水産食品登録施設の分類について

中国政府が定める水産食品衛生関係規定（以下「衛生規定」という。）を踏まえ、中国向け輸出水産食品登録施設（以下「登録施設」という。）の定義を見直したこと。

これにより、例えば包装のみを行う施設は、従来は保管施設として取り扱われていたが、改正後は加工施設として登録し、衛生証明書を発行すること。

また、保管施設として登録された施設は、中国政府に登録された海外の施設及び船

船で加工され輸入された製品の保管のみを行った場合に限り、衛生証明書を発行すること。

2. 施設の登録要件について

中国における衛生規定を踏まえ、登録施設に係る衛生要件等を見直したこと。現に登録を受けている登録施設にあつては、改正後の要領別添1の衛生要件に適合することを確認した場合は、引き続き登録施設として取り扱うこと。

なお、1に基づき登録施設の分類が変更となる場合及び当該要件を満たさない場合には、改正後の要領別紙様式2及び別紙様式3により、当部監視安全課宛てに連絡することがそれぞれ必要となること。登録施設の変更及び廃止については、中国政府での手続が必要となり、本年2月28日までの受付分については、本年3月中旬に中国政府に連絡することとしていること。その後についても、手続は随時行うこととしているが、適用期日前に手続を完了する観点から、速やかに対応いただくことが望ましいこと。

3. 登録申請中の施設の取扱いについて

現在、登録申請中の施設を含め新たな登録手続においても、改正後の要領に規定される要件を満たす必要があること。このため、登録申請中の施設については、改正後の要領の登録申請手続に基づき、改めて手続を行う必要があり、関係する施設には追って連絡することとしていること。

なお、施設の登録手続再開にあたり、中国政府による施設の抽出検査の実施が必要とされている。

4. 登録施設の監視指導について

登録施設における衛生要件への適合性を確認するため、衛生証明書発行機関において、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて登録施設の監視指導を実施することとしたこと。

なお、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、監視指導において、必要に応じて、登録施設に係る衛生要件の適合性確認等を行い、その結果について、当該施設を所管する地方厚生局宛てに連絡いただきたいこと。

5. 自主検査について

従前、衛生証明書の発行申請の際に、輸出者等に対して、定期的を実施する自主検査の成績書の添付を求めてきたが、中国の衛生規定に対する違反状況等を踏まえ、自主検査の成績書の添付を必要とする場合には別途通知により添付を求めることとし、

要領の検査基準は廃止したこと。

なお、関係事業者は、中国における微生物基準、輸出水産食品に係る違反事例等を踏まえ、引き続き適宜自主検査等を行うことにより、中国向け輸出水産食品の安全性確保に努めること。

6. その他

船舶の定義、登録要件、登録手続、衛生証明書の発行手続、監視指導等については、水産庁において検討中であり、追って通知する予定であること。

第2 適用期日

本通知の、施設の登録、変更及び廃止に係る手続並びに改正後の要領の8.(1)エに基づく自主検査については本日から適用することとし、衛生証明書の発行手続等その他の取扱いの適用日については中国政府と協議中であり、追って連絡することとしていること。

(別添)

中国向け輸出水産食品の取扱要領(平成25年10月17日付け食安発1017第1号別紙)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成<u>29</u>年<u>1</u>月<u>23</u>日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>加工施設 (PP: Processing Plant): 物理的又は化学的な方法を用いて水産食品を加工する、例えば、エラ、内臓等の除去、包装、冷却、冷凍、加熱、脱水、燻製、油炒め、缶詰、塩漬等の処理を行う施設をいう。</u></p> <p>(3) <u>保管施設 (CS: Cold Storage facility): 中国政府に登録された海外の施設又は船舶で加工され輸入された水産食品(以下「輸入品」という。)の保管のみを行う施設をいう。</u></p> <p>(4) <u>登録施設: 中国向け輸出水産食品を最終加工する加工施設又は最終保管する保管施設であって、本要領に基づき登録された施設をいう。</u></p> <p>(5) 施設登録者 (略)</p> <p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 都道府県等衛生部局 (略)</p> <p>(12) <u>衛生証明書発行機関: 登録施設を所管する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、衛生証明書を発行する機関をいう。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>3. <u>中国向け輸出水産食品を取扱う施設の要件</u> <u>別添1の中国政府が定める衛生要件(以下「衛生要件」という。)に適合していること。なお、最終加工施設においては使用する原材料等も含めた衛生要件の適合性、最終保管施設においては登録施設において適正に加工等が行われた水産食品であることをそれぞれ確認する必要があること。</u></p>	<p>(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成<u>28</u>年<u>6</u>月<u>3</u>日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>登録施設: 中国向け輸出水産食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する施設又は加工船であって、本要領に基づき登録された施設又は加工船をいう。</u></p> <p>(3) 施設登録者 (略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 都道府県等衛生部局 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(新設)</p>

4. 施設の登録等に係る手続

(1) 登録申請

中国向け輸出水産食品を最終加工又は最終保管する施設の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、4. (2) の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式 1 により監視安全課長宛てに登録の申請をすること。

(略)

(2) 施設の登録要件の審査

監視安全課は、登録申請を受理した後、許可証の写しや別紙様式 1 の誓約事項等を確認し、以下のア～ウのいずれか及びエの要件に適合するかの審査を行う。

ア.～ウ. (略)

エ. 別添 1 の衛生要件に適合する必要があること。

(3) 登録施設の承認

監視安全課は、施設が登録要件を満たしていることを確認し、登録番号を付与した後、中国政府に当該施設の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称、登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者、都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

注) 登録番号の上 2 桁は CN、3 桁目以降に 000001 から番号を付すこと。(例: CN000001)

また、当該施設が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合には CS を末尾に付すこと（例: CN000001CS）。加工施設については末尾にアルファベットは付さない。

(4) 登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、4. (1) の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別

3. 施設の登録に係る手続

(1) 登録申請

中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設及び加工船（以下「施設等」という。）の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、3. (2) の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式 1 により監視安全課長あてに登録の申請をすること。

(略)

(2) 施設等の登録要件の審査

監視安全課は、登録申請を受理した後、許可証の写し等を確認し、以下のいずれかの要件に適合するかの審査を行う。

ア.～ウ. (略)

(新設)

(3) 登録施設の承認

監視安全課は、施設等が登録要件を満たしていることを確認し、登録番号を付与した後、中国政府に当該施設等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

注) 登録番号の上 2 桁は CN、3 桁目以降に 000001 から番号を付すこと。(例: CN000001)

また、当該施設等が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合には CS (Cold storage facilities) を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合には FV (Factory vessel) を末尾に付すこと（例: CN000001CS）。保管施設及び加工船以外の施設については末尾にアルファベットは付さない。

(4) 登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、3. (1) の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別

紙様式 2 により監視安全課長宛てに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、施設登録者、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

(5) 登録の廃止申請

施設登録者は、施設登録の廃止をしようとする場合は、別紙様式 3 により監視安全課長宛てに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

(6) 登録施設の監視

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて管内の登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び 4. (2) に規定する要件を満たしていること等について、別添 2 の中国向け輸出水産食品取扱施設点検表の内容に即して監視を実施し、監視結果を当該施設に通知すること。監視の結果、点検項目に適合しない項目があった場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の営業施設が登録施設である場合には、監視指導の際に、必要に応じ、4. (2) に規定する要件を満たしていること等の確認を行い、本要領の運用に関する情報を得た場合にあっては、当該施設を所管する地方厚生局宛て連絡すること。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、登録施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、登録施設等の査察に関する要請があった場合等、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、

紙様式 2 により監視安全課長宛てに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、施設登録者及び施設を所管する都道府県等衛生部局に通知する。

(5) 登録の廃止申請

施設登録者は、施設登録の廃止をしようとする場合は、別紙様式 3 により監視安全課長宛てに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

(6) 登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び 3. (2) に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等につ

輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7) 登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア. 登録施設が4. (2) の要件に合致しなくなったことが判明した場合、又は4. (6) の調査等を拒否した場合。
(略)

5. ~ 7. (略)

8. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production及びI. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

(略)

ア~ウ (略)

エ. 登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

(略)

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

いて責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7) 登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア. 登録施設が3. (2) の要件に合致しなくなったことが判明した場合。
(略)

4. ~ 6. (略)

7. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添3の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production及びI. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添1に示す事項に留意すること。

(略)

ア~ウ (略)

エ. 登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

(略)

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

- ア. 輸出予定製品は登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること。
- イ. 品質確認者が実施した官能検査の結果が、別添6に掲げる官能検査基準を満たしていること。
- ウ. 登録検査機関の試験成績書の結果が8. (1) エに基づく検査基準を満たしていること。
- エ. オ. (略)

(3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、8. (2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添3に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式8-1を3年間保存する
(略)

(4)・(5)(略)

9. その他(略)

- (1)(略)
- (2) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について
施設登録者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、関係情報の共有や適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) 海外からの申請について
海外に在住する者が、本要領の4又は8に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口(監視安全課、地方厚生局又は都道府県等衛生部局)に提出し、当該代理人が申請を行うこと。
- (4)(略)

(別添1-1)

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

- ア. 輸出予定製品は登録施設において最終加工(未加工品にあっては最終保管)されたものであること。
- イ. 品質確認者が実施した官能検査の結果が、別添3に掲げる官能検査基準を満たしていること。
- ウ. 登録検査機関の試験成績書の結果が別添3に掲げる検査基準を満たしていること。
- エ. オ. (略)

(3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、7. (2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添1に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式8-1を3年間保存する
(略)

(4)・(5)(略)

8. その他

- (1)(略)
- (2) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について
施設登録者及び輸出者は、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) 海外からの申請について
海外に在住する者が、本要領の3又は7に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口(監視安全課、地方厚生局又は都道府県等衛生部局)に提出し、当該代理人が申請を行うこと。
- (4)(略)

(新設)

<p style="text-align: center;"><u>中華人民共和国国家標準</u></p> <p style="text-align: right;"><u>GB 14881-2013</u></p> <p style="text-align: center;"><u>食品安全国家標準</u> <u>食品生産汎用衛生規範</u></p> <p>(略)</p>	
<p>(別添 1 - 2)</p> <p style="text-align: center;"><u>中華人民共和国国家標準</u></p> <p style="text-align: right;"><u>GB/T 23871-2009</u></p> <p style="text-align: center;"><u>食品安全国家標準</u> <u>水産品加工企業の衛生管理規範</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(別添 2)</p> <p style="text-align: center;"><u>中国向け輸出水産食品取扱施設点検表</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について</p> <p>1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8 - 1）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。</p> <p>「①品名」の英語表記については、<u>冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種（学名）が判明する程度に加工された製品（以下「簡易な加工品」という。）</u>の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。</p>	<p>(別添 1)</p> <p style="text-align: center;">中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について</p> <p>1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8 - 1）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。</p> <p>「①品名」の英語表記については、「<u>未加工品</u>」及び「<u>簡易な加工品</u>」の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。</p>

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に***を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、
(略)

- ・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥登録施設名（登録番号）及び住所」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶（登録番号）を記載すること。

(略)

「⑭生産年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

(略)

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) (略)

2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

(1) 輸出者が実施すべき事項

(略)

- ・「⑤Methods of Manufacture or Processing（加工方法）」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載

「②学名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に***を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「未加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設の所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、
(略)

- ・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添5「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、生鮮品の場合は「冷蔵（未加工）Refrigerated（Non-processed）」、冷凍品の場合は「冷凍（未加工）Frozen（Non-processed）」と記載すること。

(略)

「⑭生産年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、未加工の生鮮品については「捕獲年月日」を、未加工の冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

(略)

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添2の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) (略)

2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

(1) 輸出者が実施すべき事項

(略)

- ・「⑤Methods of Manufacture or Processing（加工方法）」については、未加工品の場合、生鮮品は「Refrigerated（Non-proce

<p>すること。</p> <p>・「⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number (登録施設名(登録番号)及び住所)」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶(登録番号)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 別紙様式9-2の記載について (略) (1) 魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終加工施設が同一のもの。) (2) 形態の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終加工施設が同一のもの。) (略)</p>	<p>ssed)」、冷凍品は「Frozen (Non-processed)」と記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 別紙様式9-2の記載について (略) (1) 魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終保管施設が同一のもの。) (2) 形態の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終保管施設が同一のもの。) (略)</p>
<p>(別添4) (略)</p>	<p>(別添4) (略)</p>
<p>(別添5) (略)</p> <p style="text-align: center;">中国向け輸出水産食品の官能検査の運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 官能検査 選任された品質確認者は、輸出の都度、別添6に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式10に結果を記載すること。なお、検査実施が確認できれば、任意の様式を用いて差し支えないこと。 輸出者は、官能検査結果が記載された記録を3年間保管すること。</p> <p>3. その他 品質確認者は、輸出される水産物について官能検査の他、以下の状況についても確認すること。 (1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(別添2) (略)</p> <p style="text-align: center;">中国向け輸出水産食品の官能検査の運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 官能検査 選任された品質確認者は、輸出の都度、別添3に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式10に結果を記載すること。なお、検査実施が確認できれば、任意の様式を用いて差し支えないこと。 輸出者は、官能検査結果が記載された記録を3年間保管すること。</p> <p>3. その他 品質確認者は、輸出される水産物について別添3に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。 (1)・(2) (略)</p> <p>4. 官能検査の検証 輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を</p>

	<p>実施し、別添3に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。</p> <p>品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検査方法の妥当性について検証すること。</p> <p>なお、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。</p>												
<p>(別添6)</p> <p>中国向け輸出水産食品の検査手順</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(別添3)</p> <p>中国向け輸出水産食品の検査手順</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 検査基準 (略)</p>												
<p>(別添7)</p> <p>(略)</p>	<p>(別添5)</p> <p>(略)</p>												
<p>(別紙様式1)</p> <p>年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>中国向け輸出水産食品施設登録申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 施設の名称、所在地及び法人番号</p> <p>(略)</p> <p>2. 施設の情報</p> <table border="1" data-bbox="174 1273 1093 1412"> <tr> <td></td> <td>該当の有無※1</td> <td>該当の有無※2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 登録申請施設が該当するものに○を付けること。</p>		該当の有無※1	該当の有無※2	(略)			<p>(別紙様式1)</p> <p>年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>中国向け輸出水産食品施設登録申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 施設等の名称、所在地及び法人番号 (保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。)</p> <p>(略)</p> <p>2. 施設等の情報</p> <table border="1" data-bbox="1124 1273 2042 1412"> <tr> <td></td> <td>該当の有無※</td> <td>該当の有無※※</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 登録申請施設が該当するものに○を付けること。</p>		該当の有無※	該当の有無※※	(略)		
	該当の有無※1	該当の有無※2											
(略)													
	該当の有無※	該当の有無※※											
(略)													

※2 登録番号等を記載し、許可証等の写しを添付すること。

3. 登録を申請する施設の分類

(1) 最終加工施設 () (2) 最終保管施設 ()

※3 該当する分類に○を付けること

4. 養殖魚等の取扱の有無

	取扱の有無※4
(略)	

※4 輸出品目として取扱いがあれば○、なければ(－)を付けること。

5. 誓約事項

登録を申請する施設が、通知の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」別添1に示す衛生要件に適合していることを誓約します。

(別紙様式2)～(別紙様式12)
(略)

※※ 登録番号等を記載し、許可証等の写しを添付すること。

(新設)

3. 養殖魚等の取扱の有無

	取扱の有無※※※
(略)	

※※※ 輸出品目として取扱いがあれば○、なければ(－)を付けること。

(新設)

(別紙様式2)～(別紙様式12)
(略)